

65歳以上で障害のあるかたへ

福祉事務所長の認定で

所得税・市県民税の控除が受けられます

所得税や市県民税の申告の際に、障害者手帳・療育手帳を提示すると障害者控除(特別障害者控除)を受けることができます。また、障害者手帳・療育手帳を持っていなくても、65歳以上のかたで障害のあるかたは、福祉事務所長が認定すると認定書の提示によりその控除を受けることができます。認定書の申請受付と交付は長寿支援課で行いますので、お気軽にご相談ください。

平成13年分所得税や平成14年度市県民税の障害者控除(特別障害者控除)を受けようとするかたは、認定書を持参のうえ、税務課でご相談ください。所得税の控除を受けようとするかたは税務署へ直接相談してもかまいません。

☎長寿支援課 ☎49 3111(内線406) 税務課内線216

障害者のかたなどの軽自動車税を減免します

対象となる軽自動車税など

① 4月1日現在で、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(通院医療費の公費負担番号が記載されているものに限る)の交付を受けているかたで、本人が所有している軽自動車など、障害の区分・級別によっては、該当しない場合もあります。ただし、身体障害者が18歳未満または精神障害者の場合は、家族のかたの名義のものも対象となります。② 本人が運転する軽自動車など。なお、家族のかたなど生計を一

にするかたや障害者のみで構成されている世帯に属する身体障害者などを常時介護するかたが運転するものも対象になります。身体障害者など1人について自家用自動車1台が対象です。障害者のかたの通院、通学、通所、仕事のために使用する車に限ります。

申請に必要なものなどは税務課にお問い合わせください。

申請期限・5月24日(金)

申請場所・市役所税務課諸係

☎税務課 ☎49 3111

(内線212、224)

山火事注意!!

例年この時期は空気が乾燥し山火事が起こりやすくなります。野山へ出かけたら、火の取り扱いには細心の注意を払ってください。



5月は山火事予防運動実施期間です。

『火を消して 森を消さない 心がけ』

皆さんの参加をお待ちしています!!

第18回大館市植樹祭

今回は、矢立小学校の5・6年生などが参加して山桜、ブナ、ミズナラ、梅など広葉樹90本を植樹します。

とき 5月24日(金) 10時30分~

ところ 矢立小学校スキー場跡地

会場付近は駐車できません。矢立公民館臨時駐車場をご利用ください。

☎農林課 ☎49 3111(内線208)



(昨年の植樹祭)